

受益者負担金

受益者負担金の納付額から減額して交付される奨励金等には、一括納付報償金と早期接続特別奨励

受益者負担金と各種制度

早期接続特別奨励金の申請時期
排水設備工事を町の指定工事店に申込みときに、指定工事店に奨励金交付申請書の作成を依頼してください。

早期接続特別奨励金の額 5万円

早期接続特別奨励金制度
公共用水域における良好な水環境の創出を早期に実現することを目的とし、公共下水道に早期接続を行おうとする受益者に対して奨励金を交付する制度です。

一括納付報償金制度
受益者負担金を最初の納付期限までに、まとめて一度に支払った場合に交付される報償金です。

一括納付報償金の額 1万円

一括納付報償金の申請時期
平成16年4月以降、毎年、その年の該当者あてに町から提出期限を記載した文書を発送させていただきます。

ける良好な水環境を早期に実現するため、様々な制度を定めています。
今回は、受益者負担金の納付額から減額して交付される奨励金等についてお知らせいたします。

金があります。
各例における受益者負担金の納付額は、それぞれ表1・表2のとおりです。これらの諸制度を有効にご活用ください。

表1 納付していただく受益者負担金の総額

	例 1	例 2	例 3
受益者負担金	200 000円	200 000円	200 000円
一括納付報償金	10 000円	-	-
早期接続特別奨励金	50 000円	50 000円	-
納付額計	140 000円	150 000円	200 000円

- 例1 供用開始前に町の指定工事店に排水設備工事を発注して、受益者負担金を一括納付した場合
早期接続特別奨励金5万円が交付されます。
一括納付報償金1万円が交付されます。
- 例2 供用開始前に町の指定工事店に排水設備工事を発注して、受益者負担金を分割納付した場合
早期接続特別奨励金5万円が交付されます。
- 例3 供用開始後に排水設備工事を施工して、受益者負担金を分割納付した場合(一般的な例)
受益者負担金の軽減措置は、ありません。

表2 各期別の納付額

		例 1	例 2	例 3
初年度	第1期	140 000円	20 000円	25 000円
	第2期	-	19 000円	25 000円
2年度目	第1期	-	19 000円	25 000円
	第2期	-	18 000円	25 000円
3年度目	第1期	-	19 000円	25 000円
	第2期	-	18 000円	25 000円
4年度目	第1期	-	19 000円	25 000円
	第2期	-	18 000円	25 000円
納付額計		140 000円	150 000円	200 000円
比較		- 60 000円	- 50 000円	0円

お問い合わせ
水道課 下水道係
内線 371

指定工事店一覧表

指定工事店の名称	営業所の所在地	連絡先
(有)司建設	明和町中谷100番地	84 - 3965
島田設備工業(有)	明和町南大島1454番地の1	84 - 3282
ワールドファミリー(株)	館林市北成島町1835番地の1	72 - 7015
(有)吉田設備工業	館林市赤生田町2278番地の4	73 - 3864
富塚水道工業所	明和町矢島1417番地の1	84 - 3247
松本水道設備	明和町大輪1821番地	84 - 2839
明和設備工事	明和町矢島1461番地の5	84 - 2285
石崎水道工業所	明和町矢島750番地の1	84 - 4147
(有)金子水道設備	明和町入ヶ谷257番地の1	84 - 2148
天笠工業(株)	館林市富士見町8番25号	72 - 4731
(有)小倉水道工業所	邑楽町大字赤堀4047番地	88 - 3330

指定工事店の指定
公共下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたのでお知らせします。
1 指定日 平成15年7月1日
2 指定工事店の名称・所在地
・連絡先(左記のとおり)